

◇造林補助事業を活用した森林整備◇

国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止などの森林が持つ公益的機能の発揮を図るためには、森林の適正な管理がとても重要となっています。

そのため、苗木を植える→下刈り→枝打ち→除伐→間伐という森林を管理していくための作業に対して、造林補助事業（公共事業）として国と県が補助します。

※皆伐は対象になりません。

※なお、国と県が定めた方法によって実施された場合であり、また、基本的には、計画性を持って（各市町村に計画を承認してもらって）実施されたものが補助の対象となりますのでご注意ください。

事業要件等詳しい内容については、東青地域県民局林業振興課までお問い合わせください。



<参考>

東青地域県民局管内における造林補助事業を活用した森林整備面積

単位 (ha)

	H29	H30	R1	R2	R3	合計
人工造林	13.44	2.34	2.24	14.38	0.71	33.11
樹下植栽	0.76	0.37	3.05	0.00	0.00	4.18
下刈り	348.83	315.49	272.16	193.01	179.23	1308.72
枝打ち	10.55	7.04	0.37	0.00	0.47	18.43
除伐	10.89	1.30	15.08	3.11	3.79	34.17
保育間伐	49.87	15.57	137.50	80.53	91.06	374.53
間伐	32.39	73.65	109.26	74.26	55.71	345.27
更新伐	5.09	8.78	12.38	0.00	0.00	26.25
計	471.82	424.54	552.04	365.29	330.97	2144.66